

賃貸借保証委託契約及び立替払委託契約に係る個人情報の取得・管理・利用に関する同意書及び賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

賃貸借保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項

賃貸借保証委託契約の申込者、連帯保証人予定者並びに契約当事者（賃借人及び連帯保証人）(以下、これらの者を「申込者等」という)は、株式会社えるく(以下「当社」という)が、次の条項(以下「本条項」という)に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。

第1条 (個人情報)

個人情報とは、以下の個人に関する情報をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも個人情報に含まれます。

- ① 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び月収等の属性情報(変更後の情報も含む)。
- ② 賃貸借保証委託契約及び賃貸借保証契約に関する賃貸物件の名称、所在地及び賃料等の契約情報。
- ③ 賃貸借保証委託契約及び賃貸借保証契約に関する賃料支払状況等の取引情報。
- ④ 運転免許証、パスポート及び外国人登録証明書等に記載された本人確認のための情報。
- ⑤ 個人の肖像又は音声又は磁気的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報。
- ⑥ 裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報。

第2条 (関連する個人情報)

当社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者に関する個人情報についても本条項に従って取り扱います。

第3条 (個人情報の利用目的)

当社が取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

- ① 賃貸借保証委託契約及び賃貸借保証契約の締結可否の判断のため。
- ② 賃貸借保証委託契約及び賃貸借保証契約の締結及び履行のため。
- ③ 賃貸借保証委託契約及び賃貸借保証契約に基づく求償権の行使のため。
- ④ サービスの紹介のため。
- ⑤ サービスの品質向上のため。
- ⑥ ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため。
- ⑦ 賃借人及び管理会社からの委託に基づく取納代行事務を行うため。
- ⑧ 賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため。
- ⑨ 上記①から⑧の利用目的を達成するために必要な範囲での個人情報の第三者への提供。

第4条 (個人情報の第三者への提供)

- ① 当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者等本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。
 - i 法令に基づく場合
 - ii 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき
 - iii 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき
 - iv 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ② 申込者等は、当社が申込者等の個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。
 - i 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃借人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他しるべき第三者に対し提供すること
 - ii その他申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること

第5条 (第三者の範囲)

以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

- ① 当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合(なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います)。
- ② 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。

第6条 (個人情報の当社への提供)

申込者等は、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃借人、管理会社、仲介会社又は緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者が、申込者等の個人情報を、第3条記載の利用目的のために当社に対し提供することに同意します。

第7条 (個人情報の開示、訂正等及び利用停止等)

- ① 当社は、申込者等本人から、当該申込者等に関する個人情報の開示、訂正等及び利用停止等の請求があった場合には、法令の定めるところにより、当該申込者等に関する個人情報の開示、訂正等及び利用停止等を行います。
- ② 開示、訂正等及び利用停止等をご希望の方は第17条記載のお問合せ窓口までご連絡ください。

第8条 (個人情報の正確性)

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、賃貸借保証委託契約の申込時又は締結時においてご提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者等が責任を負うものとします。

第9条 (必要情報の提出)

申込者等は、賃貸借保証委託契約の申込、締結又は履行に必要な情報(運転免許証、パスポート等の書類に記載された本籍地、国籍等の情報を含む)を提出することに同意します。また、クレジットカード保有情報や自己破産等の情報についても虚偽なく申告するものとします。

第10条 (個人情報提供の任意性)

当社は、申込者等が賃貸借保証委託契約に必要な個人情報を提供しない場合には、賃貸借保証委託契約の締結をお断りすることがあります。

第11条 (審査結果)

申込者等は、当社の審査結果の内容について異議を申し立てないことに同意します。なお、当社は、審査結果に関する判定理由を開示しません。また、当社は、法令に定められた訂正等・利用停止等の場合を除き、提供された個人情報及び個人情報を含む書面についてはいかなる場合にも返却及び削除いたしません。

第12条 (個人情報の管理)

- ① 当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。
- ② 当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第13条 (個人情報取り扱い業務の外部委託)

当社は、個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

第14条 (統計データの利用)

当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。当社は、当該データにつき何らの制限なく利用することができるものとします。

第15条 (本条項の改定)

当社は、法令等の定める手続きにより、必要な範囲内で本条項を変更することができるものとします。

第16条 (個人情報管理責任者)

株式会社えるく 代表取締役社長

第17条 (問合せ窓口)

個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談若しくはお問合せにつきましては、以下の問合せ窓口までご連絡ください。
株式会社えるく 家賃債務保証事業部
電話番号：089-946-4766
受付時間：当社休業日を除く 10：00～19：00
※通話内容につきましては、電話対応の品質向上及び通話内容の確認のため録音させていただきます。
あらかじめご了承ください。

立替払委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項

立替払委託契約の申込者、法人申込における連帯保証人予定者並びに契約当事者（賃借人及び法人契約における連帯保証人）(以下、これらの者を「申込者等」という)は、株式会社えるく(以下「当社」という)が、次の条項(以下「本条項」という)に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。

第1条 (個人情報情報機関への登録・利用)

- ① 申込者等は、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいう。以下同じ。)(当社が加盟する個人信用情報機関を、以下「加盟信用情報機関」という)及び加盟信用情報機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携信用情報機関」という)に当社が照会し、申込者等の個人情報が登録されている場合には、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。
- ② 申込者等は、申込者等に係る立替払委託契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟信用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

項目	会社名	株式会社シー・アイ・シー
1. 立替払委託契約に係る申込をした事実	当社が加盟信用情報機関に照会した日から6ヵ月間	
2. 立替払委託契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	
3. 債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間	

加盟信用情報機関の名称、所在地、問合せ電話番号等は次のとおりです。また、立替払委託契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

- 株式会社シー・アイ・シー
(割賦販売法に基づく指定信用情報機関)(貸金業法に基づく指定信用情報機関)
〒160-8375
東京都新宿区西新宿 1-23-7
新宿ファーストウエスト 15 階
お問合せ先：0120-810-414
ホームページアドレス
<https://www.cic.co.jp/>
※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。
- 提携信用情報機関の名称、所在地、問合せ電話番号等は、次のとおりです。
●全国銀行個人信用情報センター
〒100-8216
東京都千代田区丸の内 1-3-1
お問合せ先：03-3214-5020
ホームページアドレス
<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>
- 株式会社日本信用情報機構
〒110-0014 東京都台東区北上野 1-10-14
住友不動産上野ビル5号館9階
お問合せ先：0570-055-955
ホームページアドレス
<https://www.jicc.co.jp/>
※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

⑤ 当社が加盟信用情報機関に登録する情報は、次のとおりです。

- 株式会社シー・アイ・シー
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号及び運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等、契約の種類、契約日、契約額、商品名及び支払回数等契約内容に関する情報等並びに利用残高、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報等。

第2条 (賃貸借保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項の規定の準用)

- ① 賃貸借保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項の規定は、本条項について準用する。
- ② 前項の場合において、第1条②③、第3条①②③並びに第8条から第10条まで中「賃貸借保証委託契約」とあるのは「立替払委託契約」と読み替えるものとする。

申込者・賃借人は、運転免許証、パスポート及び在留カード等の本人確認書類並びに当社の与信判断に必要な書類を提出するとともに、当社が与信判断及び委託契約の締結、管理等に際し上記条項に従って当該個人情報の取扱いを行うこと及び裏面記載の「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」の内容をいずれも確認し、承諾の上、申込を行います。

	月額賃料合計	円	「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」の説明を行った業者名
同意日	(同意した日をご記入ください)	20 年 月 日	申込者・賃借人(法人の場合は連帯保証人予定者・連帯保証人)署名欄 (ご本人がご署名してください)
※法人申込の場合は、部署名・会社との関係をご記入ください。			

賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

契約者及び連帯保証人（以下「お客様」という）と締結する賃貸借保証委託契約（以下「本契約」という）の内容及びその履行に関する事項について、ご契約内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を、この「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」に記載しています。ご契約前に必ず一読の上、ご契約くださいますようお願いいたします。

なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。ご契約内容の詳細につきましては本契約書記載の各条項をご確認ください。

1. 保証会社の商号又は名称、住所連絡先、相談窓口の名称

商号又は名称	株式会社えるく
登録番号	国土交通大臣（1）第53号 2018年6月23日登録
本社所在地及び連絡先	愛媛県松山市千舟町三丁目3-8 電話番号：089-946-4422
問い合わせ窓口	愛媛県松山市千舟町三丁目3-8 営業本部 電話番号：089-946-4766 受付時間：当社休業日を除く10：00～19：00

2. 本契約により賃貸人に保証される範囲及び内容

保証の範囲	保証対象物件の賃貸借契約（以下「原契約」という）における家賃（賃料）、共益費・管理費、駐車場料金、水道料、ガス使用料、町会費、更新料、退去時の精算金など本契約書第3条記載の内容となります。	
保証限度額 <small>※別途特約が定められている場合は特約の保証限度額になります。</small>	住居用	月額賃料の24ヵ月分相当額
	住居学生用	
	店舗・事務所	月額賃料の6ヵ月分相当額
	駐車場	月額賃料の12ヵ月分相当額

3. 弁済に係る求償権行使・費用及び遅延損害金について

求償権の行使	賃料等（退去時含む）支払約定日を過ぎても賃料等をご入金されない場合、保証会社がお客様に代わり賃貸人へ滞納家賃等を立替払い（以下「保証債務の履行」という）いたします。保証会社は保証債務の履行により発生した求償権を、お客様へ行使させていただきます。
費用及び遅延損害金	保証債務の履行1回につき督促費用の実費として550円（税込。税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とする）、及び支払期日の翌日から支払日に至るまで年14.56%の割合による遅延損害金（年365日の日割り計算による）をご請求させていただきます。

4. 保証委託料、保証期間及び更新に関する事項

保証委託料	初回保証委託料は、本契約書に記載された金額をお支払いいただきます。 年間保証委託料は、本契約書に記載された金額を保証開始日から保証期間中、満1年を経過する毎にお支払いいただきます。 月額保証委託料は、保証会社が毎月収納事務を行う毎に、本契約書に記載された月額保証委託料の割合又は金額を収納金額に加算してお支払いいただきます。 ご契約後、保証会社が受領した初回保証委託料及び年間保証委託料の返金には応じかねますのでご了承ください。
保証期間及び更新	入居日（入居予定日）から退去明渡し日まで保証いたします。保証会社は、原契約が同一条件にて更新された場合には、更新期間についても本契約に基づき保証いたします。

5. 契約の解除について

本契約の中途解約	本契約は原契約の存続期間中は継続します。ただし、お客様が賃貸人の書面による承諾を得て、保証会社に本契約の解約の申し出を行った場合は本契約を解除することができます。
本契約の解除	保証会社は、お客様が以下のいずれかに該当したときは、賃貸人に対する何らの通知、催告をすることなく直ちに本契約を解除することができます。 ①原契約又は本契約の各条項に違反したとき。 ②お客様（入居者を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当するあるいは関係者であることが判明したとき。 ③暴力的な要求行為をしたとき。 ④法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。 ⑤取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。 ⑥風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為をしたとき。 ⑦②に関して虚偽の申告をし、暴力団員等に該当し、又は③から⑥のいずれかに該当する行為をしたことが判明したとき。 ⑧その他前各号に準ずる行為をしたとき。

賃貸借保証委託契約及び立替払委託契約に係る個人情報の取得・管理・利用に関する同意書及び賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

賃貸借保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項

賃貸借保証委託契約の申込者、連帯保証人予定者並びに契約当事者（賃借人及び連帯保証人）(以下、これらの者を「申込者等」という)は、株式会社えるく(以下「当社」という)が、次の条項(以下「本条項」という)に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。

第1条 (個人情報)

個人情報とは、以下の個人に関する情報をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも個人情報に含まれます。

- ① 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び月収等の属性情報(変更後の情報も含む)。
- ② 賃貸借保証委託契約及び賃貸借保証契約に関する賃貸物件の名称、所在地及び賃料等の契約情報。
- ③ 賃貸借保証委託契約及び賃貸借保証契約に関する賃料支払状況等の取引情報。
- ④ 運転免許証、パスポート及び外国人登録証明書等に記録された本人確認のための情報。
- ⑤ 個人の肖像又は音声又は磁気的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報。
- ⑥ 裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報。

第2条 (関連する個人情報)

当社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者に関する個人情報についても本条項に従って取り扱います。

第3条 (個人情報の利用目的)

当社が取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

- ① 賃貸借保証委託契約及び賃貸借保証契約の締結可否の判断のため。
- ② 賃貸借保証委託契約及び賃貸借保証契約の締結及び履行のため。
- ③ 賃貸借保証委託契約及び賃貸借保証契約に基づく求償権の行使のため。
- ④ サービスの紹介のため。
- ⑤ サービスの品質向上のため。
- ⑥ ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため。
- ⑦ 賃借人及び管理会社からの委託に基づく取納代行事務を行うため。
- ⑧ 賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため。
- ⑨ 上記①から⑧の利用目的を達成するために必要な範囲での個人情報の第三者への提供。

第4条 (個人情報の第三者への提供)

- ① 当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者等本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。
 - i 法令に基づく場合
 - ii 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき
 - iii 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき
 - iv 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力が必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ② 申込者等は、当社が申込者等の個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。
 - i 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃借人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他しるべき第三者に対し提供すること
 - ii その他申込者等が第三者に不利益を及ぼす当社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること

第5条 (第三者の範囲)

以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

- ① 当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合(なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います)。
- ② 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。

第6条 (個人情報の当社への提供)

申込者等は、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃借人、管理会社、仲介会社又は緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者が、申込者等の個人情報を、第3条記載の利用目的のために当社に対し提供することに同意します。

第7条 (個人情報の開示、訂正等及び利用停止等)

- ① 当社は、申込者等本人から、当該申込者等に関する個人情報の開示、訂正等及び利用停止等の請求があった場合には、法令の定めるところにより、当該申込者等に関する個人情報の開示、訂正等及び利用停止等を行います。
- ② 開示、訂正等及び利用停止等をご希望の方は第17条記載のお問合せ窓口までご連絡ください。

第8条 (個人情報の正確性)

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、賃貸借保証委託契約の申込時又は締結時においてご提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者等が責任を負うものとします。

第9条 (必要情報の提出)

申込者等は、賃貸借保証委託契約の申込、締結又は履行に必要な情報(運転免許証、パスポート等の書類に記載された本籍地、国籍等の情報を含む)を提出することに同意します。また、クレジットカード保有情報や自己破産等の情報についても虚偽なく申告するものとします。

第10条 (個人情報提供の任意性)

当社は、申込者等が賃貸借保証委託契約に必要な個人情報を提供しない場合には、賃貸借保証委託契約の締結をお断りすることがあります。

第11条 (審査結果)

申込者等は、当社の審査結果の内容について異議を申し立てないことに同意します。なお、当社は、審査結果に関する判定理由を開示しません。また、当社は、法令に定められた訂正等・利用停止等の場合を除き、提供された個人情報及び個人情報を含む書面についてはいかなる場合にも返却及び削除いたしません。

第12条 (個人情報の管理)

- ① 当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。
- ② 当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第13条 (個人情報取り扱い業務の外部委託)

当社は、個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

第14条 (統計データの利用)

当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。当社は、当該データにつき何らの制限なく利用することができるものとします。

第15条 (本条項の改定)

当社は、法令等の定める手続きにより、必要な範囲内で本条項を変更することができるとします。

第16条 (個人情報管理責任者)

株式会社えるく 代表取締役社長

第17条 (問合せ窓口)

個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談若しくはお問合せにつきましては、以下の問合せ窓口までご連絡ください。
 株式会社えるく 家賃債務保証事業部
 電話番号：089-946-4766
 受付時間：当社休業日を除く10:00～19:00
 ※通話内容につきましては、電話対応の品質向上及び通話内容の確認のため録音させていただきます。あらかじめご了承ください。

立替払委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項

立替払委託契約の申込者、法人申込における連帯保証人予定者並びに契約当事者（賃借人及び法人契約における連帯保証人）(以下、これらの者を「申込者等」という)は、株式会社えるく(以下「当社」という)が、次の条項(以下「本条項」という)に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。

第1条 (個人情報情報機関への登録・利用)

- ① 申込者等は、当社が加盟する個人情報情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいう。以下同じ。)(当社が加盟する個人情報情報機関を、以下「加盟個人情報機関」という)及び加盟個人情報機関と提携する個人情報情報機関(以下「提携個人情報機関」という)に当社が登録し、申込者等の個人情報が登録されている場合には、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。
- ② 申込者等は、申込者等に係る立替払委託契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟個人情報機関に下表に定める期間登録され、加盟個人情報機関及び提携個人情報機関の加盟会員により、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

項目	会社名	株式会社シー・アイ・シー
1. 立替払委託契約に係る申込をした事実	当社が加盟個人情報機関に照会した日から6ヶ月間	
2. 立替払委託契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	
3. 債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間	

加盟個人情報機関の名称、所在地、問合せ電話番号等は次のとおりです。また、立替払委託契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

- 株式会社シー・アイ・シー
 (取扱販売法に基づく指定個人情報機関)(貸金業法に基づく指定個人情報機関)
 〒160-8375
 東京都新宿区西新宿1-23-7
 新宿ファーストウエスト15 1階
 お問合せ先：0120-810-414
 ホームページアドレス
<https://www.cic.co.jp/>
 ※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。
- ④ 提携個人情報機関の名称、所在地、問合せ電話番号等は、次のとおりです。
 ●全国銀行個人情報センター
 〒100-8216
 東京都千代田区丸の内1-3-1
 お問合せ先：03-3214-5020
 ホームページアドレス
<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>
 ●株式会社日本信用情報機構
 〒110-0014 東京都台東区北土上野1-10-14
 住友不動産上野ビル5号館9階
 お問合せ先：0570-055-955
 ホームページアドレス
<https://www.jicc.co.jp/>
 ※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

⑤ 当社が加盟個人情報機関に登録する情報は、次のとおりです。

- 株式会社シー・アイ・シー
 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号及び運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等、契約の種類、契約日、契約額、商品名及び支払回数等契約内容に関する情報等並びに利用残高、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報等。

第2条 (賃貸借保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項の規定の準用)

- ① 賃貸借保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項の規定は、本条項について準用する。
- ② 前項の場合において、第1条②③、第3条①②③並びに第8条から第10条まで中「賃貸借保証委託契約」とあるのは「立替払委託契約」と読み替えるものとする。

申込者・賃借人は、運転免許証、パスポート及び在留カード等の本人確認書類並びに当社の与信判断に必要な書類を提出することに同意するとともに、当社が与信判断及び委託契約の締結、管理等に際し上記条項に従って当該個人情報の取扱いを行うこと及び裏面記載の「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」の内容をいずれも確認し、承諾の上、申込を行います。

月額賃料合計	円	「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」の説明を行った業者名
--------	---	----------------------------------

同意日	(同意した日をご記入ください)	申込者・賃借人(法人の場合は連帯保証人予定者・連帯保証人)署名欄	(ご本人がご署名してください)
20	年 月 日		

賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

契約者及び連帯保証人（以下「お客様」という）と締結する賃貸借保証委託契約（以下「本契約」という）の内容及びその履行に関する事項について、ご契約内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を、この「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」に記載しています。ご契約前に必ず一読の上、ご契約くださいますようお願いいたします。

なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。ご契約内容の詳細につきましては本契約書記載の各条項をご確認ください。

1. 保証会社の商号又は名称、住所連絡先、相談窓口の名称

商号又は名称	株式会社えるく
登録番号	国土交通大臣（1）第53号 2018年6月23日登録
本社所在地及び連絡先	愛媛県松山市千舟町三丁目3-8 電話番号：089-946-4422
問い合わせ窓口	愛媛県松山市千舟町三丁目3-8 営業本部 電話番号：089-946-4766 受付時間：当社休業日を除く10：00～19：00

2. 本契約により賃貸人に保証される範囲及び内容

保証の範囲	保証対象物件の賃貸借契約（以下「原契約」という）における家賃（賃料）、共益費・管理費、駐車場料金、水道料、ガス使用料、町会費、更新料、退去時の精算金など本契約書第3条記載の内容となります。	
保証限度額 <small>※別途特約が定められている場合は特約の保証限度額になります。</small>	住居用	月額賃料の24ヵ月分相当額
	住居学生用	
	店舗・事務所	月額賃料の6ヵ月分相当額
	駐車場	月額賃料の12ヵ月分相当額

3. 弁済に係る求償権行使・費用及び遅延損害金について

求償権の行使	賃料等（退去時含む）支払約定日を過ぎても賃料等をご入金されない場合、保証会社がお客様に代わり賃貸人へ滞納家賃等を立替払い（以下「保証債務の履行」という）いたします。保証会社は保証債務の履行により発生した求償権を、お客様へ行使させていただきます。
費用及び遅延損害金	保証債務の履行1回につき督促費用の実費として550円（税込。税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とする）、及び支払期日の翌日から支払日に至るまで年14.56%の割合による遅延損害金（年365日の日割り計算による）をご請求させていただきます。

4. 保証委託料、保証期間及び更新に関する事項

保証委託料	初回保証委託料は、本契約書に記載された金額をお支払いいただきます。 年間保証委託料は、本契約書に記載された金額を保証開始日から保証期間中、満1年を経過する毎にお支払いいただきます。 月額保証委託料は、保証会社が毎月収納事務を行う毎に、本契約書に記載された月額保証委託料の割合又は金額を収納金額に加算してお支払いいただきます。 ご契約後、保証会社が受領した初回保証委託料及び年間保証委託料の返金には応じかねますのでご了承ください。
保証期間及び更新	入居日（入居予定日）から退去明渡し日まで保証いたします。保証会社は、原契約が同一条件にて更新された場合には、更新期間についても本契約に基づき保証いたします。

5. 契約の解除について

本契約の中途解約	本契約は原契約の存続期間中は継続します。ただし、お客様が賃貸人の書面による承諾を得て、保証会社に本契約の解約の申し出を行った場合は本契約を解除することができます。
本契約の解除	保証会社は、お客様が以下のいずれかに該当したときは、賃貸人に対する何らの通知、催告をすることなく直ちに本契約を解除することができます。 ①原契約又は本契約の各条項に違反したとき。 ②お客様（入居者を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当するあるいは関係者であることが判明したとき。 ③暴力的な要求行為をしたとき。 ④法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。 ⑤取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。 ⑥風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為をしたとき。 ⑦②に関して虚偽の申告をし、暴力団員等に該当し、又は③から⑥のいずれかに該当する行為をしたことが判明したとき。 ⑧その他前各号に準ずる行為をしたとき。